

宇治労政ニュース

就業から生活相談、生活再建までをワンストップでサポート

出張就労相談会 in 宇治市役所

宇治市役所では月に2回、「地域若者サポートステーション京都南」による出張就労相談会（予約制・無料）を実施しております。

「働きたいけど、どうしたらよいかわからない…」、「学校を卒業後（中退後）の進路が決まらず悩んでいる」、「働きたいけど、コミュニケーションが苦手」、「人間関係のつまずきで退職しブランクが長くなってしまった…」など、働くことや働き続けることに不安があり、一歩踏み出せない方を支援しています。

令和7年度は、下記の日程で開催いたしますので是非ともご利用ください。

開催日の3日前までに、地域若者サポートステーション京都南又は宇治市産業振興課まで、電話で予約をお願いします。※当日空きがあれば、予約無しでも相談可

開催日



| | | |
|------|-----------|------------|
| 令和7年 | 4月 7日（月） | 4月 21日（月） |
| | 5月 12日（月） | 5月 26日（月） |
| | 6月 9日（月） | 6月 23日（月） |
| | 7月 7日（月） | 7月 22日（月） |
| | 8月 4日（月） | 8月 18日（月） |
| | 9月 8日（月） | 9月 22日（火） |
| | 10月 6日（月） | 10月 20日（月） |
| | 11月 4日（火） | 11月 17日（月） |
| | 12月 1日（月） | 12月 15日（月） |
| 令和8年 | 1月 13日（火） | 1月 26日（月） |
| | 2月 9日（月） | 2月 24日（火） |
| | 3月 9日（月） | 3月 23日（月） |



時間

各日午前9時～午前11時30分

開催場所

市役所1階 市民交流ロビー

※赤字の日は地域福祉課相談室（予告なく変更する場合があります）



* 地域若者サポートステーション（通称サポステ）は、働くことに踏み出したい方とじっくり向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。

「出張就労相談会 in 宇治市役所」のお問い合わせ・予約

地域若者サポートステーション京都南 TEL：0774-54-5380（日・祝日を除く）

宇治市産業振興課 TEL：0774-39-9621（土・日・祝日を除く）

地域若者サポートステーション京都南による

就活セミナー & 個別相談会

地域若者サポートステーション京都南では、月に1回、宇治市産業会館に出向いて、就職・転職活動を行う方を対象に、簡単な手順で職業選択に役立つ適職診断（予約制・無料）を実施しています。

就職に関するキャリアの専門家（キャリアコンサルタント等）が、適職診断の結果をもとに、働く準備・就職支援プランをともに考えバックアップします。

令和7年度は、下記の日程で開催いたしますので是非ともご利用ください。

開催日



| | | |
|------|-----------|-----------|
| 令和7年 | 4月21日（月） | 5月26日（月） |
| | 6月23日（月） | 7月22日（火） |
| | 8月18日（月） | 9月22日（月） |
| | 10月20日（月） | 11月17日（月） |
| | 12月15日（月） | |
| 令和8年 | 1月26日（月） | 2月24日（火） |
| | 3月23日（月） | |



時間

各日午後1時30分～午後5時（1人約40分程度）

開催場所

宇治市産業会館3階 第1研修室

対象者

求職者とその家族

お申込み

地域若者サポートステーション京都南
TEL：0774-54-5380（日・祝日を除く）
各開催日直前の土曜日までに電話で申し込み



<問> 宇治市産業振興課
電話：0774-39-9621（直通）
E-mail：sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp

治療と仕事の両立支援

治療しながら働くことを希望する人。受け入れ環境の整備を検討する事業者。
治療と仕事の両立のため、できる支援があります。

それまで健康だった人が病気にかかり治療が必要になると、以前の通りには働けなくなるケースが出てきます。治療しながら働くことを希望する人にとっては、治療と仕事を両立させることができるのかは大きな問題です。

また、働く人の職場の人事労務担当者や産業保健スタッフ、共に働く上司や同僚にとっても、治療と仕事の両立支援は重要な課題です。

治療をしながら働きたいという思いがあり、主治医によってそれが可能だと判断された人が働けるような環境の整備が求められています。

厚生労働省が作成した『事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン』には、支援に当たっての留意事項や支援に向けた環境整備、実際の支援の進め方などが示されています。

■ 両立支援の取組方法が紹介されています

- ・ 両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）
事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
研修等による両立支援に関する意識啓発 など
- ・ 両立支援の進め方
両立支援を必要とする労働者からの情報提供
治療の状況等に関する必要に応じた主治医からの情報収集 など

事業場における治療と
仕事の両立支援のための
ガイドライン



■ 活用可能な制度・助成

- ・ 団体経由産業保健活動推進助成金
- ・ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース）
- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）
- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）

企業・医療機関
連携マニュアル



▼詳しくは厚生労働省のページをご覧ください



2025年4月に新設!



出生後休業支援給付金

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給されます。

支給額

休業開始時賃金日額^{※1} × 休業期間の日数(28日が上限)^{※2} × 13%

- ※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。
- ※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

▼支給要件や手続き方法など詳しくは厚生労働省のページをご覧ください



育児時短就業給付金

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給される給付金です。

支給額・支給率

原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給されます。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

▼支給要件や手続き方法など詳しくは厚生労働省のページをご覧ください



城南勤労者福祉会館 閉館のお知らせ

長きにわたり多くの皆様にご利用いただけてまいりました 京都府立城南勤労者福祉会館については、令和7年3月31日をもって閉館します。

令和7年4月1日以降は、近隣の他の貸館施設等の利用をご検討いただきますようお願いいたします。

御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

▼近隣の他の貸館施設については、京都府ホームページにおいて掲載されています。



＜問＞ 京都府商工労働観光部労働政策室
電話：075-414-5088
E-mail：rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp



宇治労政ニュースのメール配信ご希望の方は、
産業振興課までご連絡ください♪

発行 宇治市産業振興課
宇治市宇治琵琶 45-13
TEL：0774-39-9621（直通）
E-mail：sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp